

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年2月17日付けの一時扶助決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であり、その取消しを求めているものと解される。

家の状況はかわっていません。まだ娘は自立していません。世帯分離になっているだけです。

それなのになぜ更新料の金額がかわってしまったのかわかりません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 1月15日	諮問
令和3年 2月26日	審議（第52回第1部会）
令和3年 3月 5日	処分庁へ調査照会
令和3年 3月15日	処分庁から回答を收受
令和3年 3月15日	審議（第53回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件審査請求の適法性について

処分庁は、弁明書で、審査請求期間徒過（行政不服審査法18条1項）を理由として、本件審査請求を却下することを主張しているので、まずこの点について検討する。

本件審査請求書は郵便により令和2年5月20日に発送されており、処分庁の説明によれば、本件処分通知書は同年2月26日に請求人に送達されていることが認められるから、本件審査請求は、審査請求期間内（同法18条1項及び3項）にされたものであり、適法な審査請求と認められる。

2 本件審査請求に係る処分の違法性又は不当性について

(1) 法令等の定め

ア 保護の補足性・基準、住宅扶助

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、3号で「住宅扶助」を挙げている。

法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣が法8条1項の規

定に基づいて定めた保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。

イ 保護の申請

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

ウ 家賃及び契約更新料に係る住宅扶助

(7) 保護基準別表第3の1によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ、同別表第3の2によれば、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県・・・ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とされている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号

厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。) 1・(1)によれば、保護基準別表第3の2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇を含む特別区等の1級地における1人世帯の住宅扶助費の限度額については、月額53,700円とするとされている。

- (イ) また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額(以下「特別基準限度額」という。)を認定して差しつかえないこととされており、さらに、同・クによれば、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

そして、限度額通知の2によれば、局長通知第7・4・(1)・オに該当すると認められる場合の都内における住宅扶助の額(特別基準限度額)については、1級地・単身の場合の額については、月額69,800円になる、などとされている。

- (ウ) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)問6-60「契約更新料」(答)によれば、住宅扶助の家賃・間代が認定されている被保護者が、借家・借間の賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を必要とする場合は、住宅扶助基準の特別基準限度額の1.5倍額の範囲内において必要な額を支給することとされている。

- (エ) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生

労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-96・答によれば、世帯人員別の限度額の適用に当たっては、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員には含めないものとされている。

エ 局長通知及び限度額通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、本件の適用に関して、その内容も妥当なものであると認められる。

(2) 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和2年2月25日、本件申請について審査し、請求人世帯は、長女が同居しているものの、法による保護の適用においては請求人の1人世帯であり、問答集によれば、世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同居している場合であっても世帯分離により保護を受けていない場合には、世帯人員に含めないとされていることから((1)・ウ・(エ))、局長通知等による単身世帯の特別基準限度額の1.5倍である104,700円を更新料として支給する旨の一時扶助決定処分(本件処分)を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記(1)の法令等の規定に則って行われたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法・不当を主張し、その取消しを求めている。

しかし、本件処分が法令等の規定に則って適正に行われたものと認められることは、上記2・(2)のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

なお、請求人は、「家賃が月額68,000円支給されているのは

2人世帯として認識されているためである」と主張するが、請求人世帯に対する住宅扶助は、1人世帯53,700円の基準に対して、特別基準を世帯の事情により処分庁が認めたものであって、特別基準額69,800円の範囲内で、68,000円を支給しているものであるから（上記2・(1)・ウ・(ア)、(イ)及び(エ)）、請求人の主張は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹